



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年8月29日金曜日 第1994号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	926
医療機関の廃止の届出.....	926
施術機関の指定.....	926
施術機関の廃止の届出.....	926
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	927
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	927
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	927
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	927
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出.....	928
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	928
指定介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の廃止の届出.....	928
指定自立支援医療機関の辞退.....	929
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	929
公有水面埋立免許の出願.....	929
基本測量の実施の通知.....	930
土地改良区の定款変更の認可(2件).....	930
開発行為に関する工事の完了.....	930
市営土地改良事業の施行の同意(5件).....	930
道路の区域変更(県道長浜中村線).....	931
道路の供用開始(").....	931

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	931
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	931

教育委員会規則

愛媛県美術館管理規則の一部を改正する規則.....	931
---------------------------	-----

公営企業管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....	933
-----------------------------------	-----

公営企業訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令.....	934
-----------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1261号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成20年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
医療法人社団 重松歯科医院	医療法人社団 重松歯科医院	今治市黄金町一丁目4番地10	平成20年 7月1日
在宅専門みどり クリニック	小野拓也	新居浜市北内町四丁目10番79号	平成20年 8月1日
柳田脳神経外科	柳田 一	八幡浜市江戸岡一丁目7番10号	平成20年 8月1日

日本調剤川之江薬局	日本調剤株式会社	四国中央市川之江町2325番1	平成20年 8月1日
よつば薬局駅前西通店	よつばメディカルサービス株式会社	八幡浜市江戸岡一丁目7-15	平成20年 8月1日

○愛媛県告示第1962号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成20年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
イナイ薬局	株式会社 アガスト	新居浜市新田町二丁目2-11	平成20年 7月1日
重松歯科医院	重松佳樹	今治市黄金町一丁目4-9	平成20年 7月1日
いちご薬局	株式会社 一期一会医療介護	八幡浜市1455番地23	平成20年 7月17日

○愛媛県告示第1263号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成20年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
武田接骨院	武田満夫	今治市常盤町7-5-37	平成20年 8月1日
草田接骨院	草田将一	西予市野村町阿下7-35	平成20年 8月1日

○愛媛県告示第1264号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成20年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
療養マッサージ 桃李	宮内さゆり	八幡浜市保内町宮内1-103	平成19年 5月1日

○愛媛県告示第1265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成20年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	デイサービスセンター・スマイル	四国中央市土居町土居1105番地1	平成20年 7月 1日
有限会社ファーストステップ	喜多郡内子町平岡甲433番地1	グループホームきらり	南宇和郡愛南町御荘平城1308番2	平成20年 8月 1日
有限会社ラッセル社	松山市津吉町1142番地1	うっかり長屋きなはいや	西予市野村町野村11号1番	平成20年 8月 1日
有限会社アシストジャパン	松山市久米窪田町1164番地3	アシストジャパンデイサービスセンター6号館	西条市大町字御舟川539-1	平成20年 8月11日

○愛媛県告示第1266号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成20年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	居宅介護支援事業所・スマイル	四国中央市土居町土居1105番地1	平成20年 7月 1日
医療法人橋医院	伊予市灘町136番地3	居宅介護支援事業所橋	伊予市灘町136番地3	平成20年 7月30日

○愛媛県告示第1267号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成20年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	デイサービスセンター・スマイル	四国中央市土居町土居1105番地1	平成20年 7月 1日
有限会社ファーストステップ	喜多郡内子町平岡甲433番地1	グループホームきらり	南宇和郡愛南町御荘平城1308番2	平成20年 8月 1日
有限会社ラッセル社	松山市津吉町1142番地1	うっかり長屋きなはいや	西予市野村町野村11号1番	平成20年 8月 1日
有限会社アシストジャパン	松山市久米窪田町1164番地3	アシストジャパンデイサービスセンター6号館	西条市大町字御舟川539-1	平成20年 8月11日

○愛媛県告示第1268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成20年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市野村町野村12号15番地	社会福祉法人西予市社会福祉協議会三瓶支所訪問入浴介護事業所	西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1	平成20年3月31日
株式会社グリップ	今治市大西町九王甲1520	グリップ大西	今治市大西町九王甲1520	平成20年6月1日
有限会社大正ワーク	新居浜市本郷一丁目5番37号	デイサービスセンター・スマイル	四国中央市土居町土居1105-1	平成20年6月30日

○愛媛県告示第1269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成20年8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	遊の里デイサービスセンター	西予市宇和町明間6125	平成20年3月31日
社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	居宅介護支援事業所福祉の里	西予市宇和町久枝甲1442-1	平成20年3月31日
有限会社大正ワーク	新居浜市本郷一丁目5番37号	居宅介護支援事業所・スマイル	四国中央市土居町土居1105-1	平成20年6月30日

○愛媛県告示第1270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成20年8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社グリップ	今治市大西町九王甲1520	グリップ大西	今治市大西町九王甲1520	平成20年6月1日
有限会社大正ワーク	新居浜市本郷一丁目5番37号	デイサービスセンター・スマイル	四国中央市土居町土居1105-1	平成20年6月30日

○愛媛県告示第1271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）から、特定介護予防福祉用具販売事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成20年8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社グリップ	今治市大西町九王甲1520	グリップ大西	今治市大西町九王甲1520	平成20年6月1日

○愛媛県告示第1272号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の申出があった。

平成20年 8 月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	辞退年月日
イナイ薬局	平成20年 7 月31日

○愛媛県告示第1273号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成20年 8 月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フレッシュバリュー伊予店	伊予市下吾川929 - 10外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ママイほか 3 者	株式会社ママイほか 4 者	平成20年 7 月29日 ほか	平成20年 8 月11日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1274号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第 3 条第 1 項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、今治土木事務所及び上島町役場において告示の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成20年 8 月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

越智郡上島町弓削下弓削 210 番

上島町

代表者 上島町長 上村俊之

越智郡上島町弓削下弓削 185 番 5

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

越智郡上島町岩城4685番 1 から同町岩城4690番 2 の地先公

有水面

イ 区域

次の 1 点から 7 点までを順次直線で結んだ線並びに 7 点と

1 点を結ぶ平成19年の春分の満潮位（D . L . + 3 . 71メート

ル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町字長江乙1350 - 1 番地内の国土地理院「長江」四等三角点）は、北緯34度16分 24 . 3169 秒、東経 1 33度 9 分 01 . 1950 秒の地点

1 点は、基点から真北 2 度08分28秒781 27メートルの地点

2 点は、1 点から真北 354 度57分19秒 47 . 98 メートルの地点

3 点は、2 点から真北84度57分30秒147 . 02メートルの地点

4 点は、3 点から真北 354 度57分30秒 42 . 36 メートルの地点

5 点は、4 点から真北84度57分30秒 31 . 05 メートルの地点

6 点は、5 点から真北 174 度57分30秒 51 . 50 メートルの地点

7 点は、6 点から真北 177 度56分12秒 30 . 58 メートルの地点

ウ 面積

9 . 688 54平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

越智郡上島町岩城4681番 1 から同町岩城4690番 2 の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のア点からエ点までを順次直線で結んだ線及びエ点とア点を結んだ直線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町字長江乙1350 - 1番地内の国土地理院「長江」四等三角点）は、北緯34度16分24.3169秒、東経133度9分01.1950秒の地点

ア点は、基点から真北354度46分51秒748.18メートルの地点

イ点は、ア点から真北354度57分26秒217.30メートルの地点

ウ点は、イ点から真北84度57分26秒378.02メートルの地点

エ点は、ウ点から真北174度57分26秒217.30メートルの地点

ウ 面積

82,143.62平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

4 出願年月日

平成20年 8月 6日

○愛媛県告示第1275号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、

○愛媛県告示第1278号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 8月29日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20東四土（開）第10号 平成20年 8月21日	四国中央市村松町字富光増縄1番1、1番3、1番11及び1番12	大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 大和リース株式会社 代表取締役社長 森田 俊作 四国中央市下柏町581番地 白川製紙株式会社 代表取締役 白川 尚武

○愛媛県告示第1279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・饒地区）の施行に平成20年 8月13日同意した。

平成20年 8月29日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第1280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・二神地区）の施行に平成20年 8月13日同意した。

平成20年 8月29日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第1281号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水設備整備事業・二神地区）の施行に平成20年 8月13日同意した。

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（精密測地網高精度三次元測量）
- 2 作業期間 平成20年10月17日から平成21年 3月25日まで
- 3 作業地域 松山市、砥部町、久万高原町

○愛媛県告示第1276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小松町明穂土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 8月29日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第1277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市国安土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 8月29日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

平成20年 8月29日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第1282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・斎院樋堰地区）の施行に平成20年 8月13日同意した。

平成20年 8月29日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第1283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・庄地区）の施行に平成20年 8月13日同意した。

平成20年 8月29日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第1284号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市柴甲1582番 2 地先から 同市柴甲1573番 1 まで	旧	メートル 10.6～19.0	キロメートル 0.070	
			新	10.6～23.6	0.070	

○愛媛県告示第1285号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市柴甲1582番 2 地先から 同市柴甲1573番 1 まで	平成20年 8 月29日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年 8 月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年 8 月15日	N P O 法人 のら倶楽部	高 市 徳 治	松山市鷹子町585番地	この法人は、農家とすべての地域住民に対して、農家の生産販売支援事業・生産者と消費者のふれあい活動を通じて、農業経営の活性化、農業をつうじた環境保全及びえひめの食文化の継承と発展に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年 8 月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年 8 月20日	特定非営利活動法人 グループホームしいのみ	村 上 康 彦	松山市緑町一丁目 7 番地15	本法人は、高齢者や心身に障害のある人等の個性を大切に福祉・介護保険事業の運営をはじめ、認知症に関する情報の提供を行うことにより、高齢者や心身に障害のある人等が安心して暮らせ、人間としての尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的とする。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第17号

愛媛県美術館管理規則（平成12年教育委員会規則第15号）の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 8月29日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県美術館管理規則の一部を改正する規則

愛媛県美術館管理規則（平成12年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																											
<p>第9条 美術館の施設のうち、次の各号に掲げる施設を使用しようとする者は、それぞれ当該各号に定める期間内に愛媛県美術館使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 企画展示室、常設展示室、<u>特別展示室</u>、講堂、県民ギャラリー及び分館展示室 使用日の1年前から7日前まで</p> <p>(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>第15条 条例第5条第2号に規定する教育委員会が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 企画展示室、常設展示室、<u>特別展示室</u>、講堂、県民ギャラリー及び分館展示室 使用日の30日前の日</p> <p>(2) 省略</p> <p>別表（第13条関係）</p> <p>2 施設使用料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本館</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">常設展示室 3</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">特別展示室 1</td> <td style="text-align: center;">入場料が無料の場合</td> <td style="text-align: center;">4,790円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">入場料が有料の場合</td> <td style="text-align: center;">7,660円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">特別展示室 2</td> <td style="text-align: center;">入場料が無料の場合</td> <td style="text-align: center;">3,370円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">入場料が有料の場合</td> <td style="text-align: center;">5,390円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">特別展示室 3</td> <td style="text-align: center;">入場料が無料の場合</td> <td style="text-align: center;">5,600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">入場料が有料の場合</td> <td style="text-align: center;">8,970円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">講堂</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1・2 省略</p> <p>様式第1号（第9条関係） 愛媛県美術館使用許可申請書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">省略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">注意 使用施設は、次のとおりです。</td> </tr> <tr> <td style="width:10%; text-align: center;">本館</td> <td>企画展示室（1及び2）、常設展示室（1から3まで）、<u>特別展示室（1から3まで）</u>、講堂、研修室、県民ギャラリー（1から12まで）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第2号（第9条、第11条、様式第3号関係） 愛媛県美術館使用許可書</p> <p>(表) 省略</p>	区分		使用料	本館	省略		常設展示室 3	省略	特別展示室 1	入場料が無料の場合	4,790円	入場料が有料の場合	7,660円	特別展示室 2	入場料が無料の場合	3,370円	入場料が有料の場合	5,390円	特別展示室 3	入場料が無料の場合	5,600円	入場料が有料の場合	8,970円	講堂	省略		省略			省略			省略		注意 使用施設は、次のとおりです。		本館	企画展示室（1及び2）、常設展示室（1から3まで）、 <u>特別展示室（1から3まで）</u> 、講堂、研修室、県民ギャラリー（1から12まで）	省略		<p>第9条 美術館の施設のうち、次の各号に掲げる施設を使用しようとする者は、それぞれ当該各号に定める期間内に愛媛県美術館使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 企画展示室、常設展示室_____、講堂、県民ギャラリー及び分館展示室 使用日の1年前から7日前まで</p> <p>(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>第15条 条例第5条第2号に規定する教育委員会が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 企画展示室、常設展示室_____、講堂、県民ギャラリー及び分館展示室 使用日の30日前の日</p> <p>(2) 省略</p> <p>別表（第13条関係）</p> <p>2 施設使用料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本館</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">常設展示室 3</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">講堂</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1・2 省略</p> <p>様式第1号（第9条関係） 愛媛県美術館使用許可申請書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">省略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">注意 使用施設は、次のとおりです。</td> </tr> <tr> <td style="width:10%; text-align: center;">本館</td> <td>企画展示室（1及び2）、常設展示室（1から3まで） _____、講堂、研修室、県民ギャラリー（1から12まで）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第2号（第9条、第11条、様式第3号関係） 愛媛県美術館使用許可書</p> <p>(表) 省略</p>	区分		使用料	本館	省略		常設展示室 3	省略											講堂	省略		省略			省略			省略		注意 使用施設は、次のとおりです。		本館	企画展示室（1及び2）、常設展示室（1から3まで） _____、講堂、研修室、県民ギャラリー（1から12まで）	省略	
区分		使用料																																																																										
本館	省略																																																																											
	常設展示室 3	省略																																																																										
	特別展示室 1	入場料が無料の場合	4,790円																																																																									
		入場料が有料の場合	7,660円																																																																									
	特別展示室 2	入場料が無料の場合	3,370円																																																																									
		入場料が有料の場合	5,390円																																																																									
	特別展示室 3	入場料が無料の場合	5,600円																																																																									
		入場料が有料の場合	8,970円																																																																									
	講堂	省略																																																																										
省略																																																																												
省略																																																																												
省略																																																																												
注意 使用施設は、次のとおりです。																																																																												
本館	企画展示室（1及び2）、常設展示室（1から3まで）、 <u>特別展示室（1から3まで）</u> 、講堂、研修室、県民ギャラリー（1から12まで）																																																																											
省略																																																																												
区分		使用料																																																																										
本館	省略																																																																											
	常設展示室 3	省略																																																																										
	講堂	省略																																																																										
	省略																																																																											
省略																																																																												
省略																																																																												
注意 使用施設は、次のとおりです。																																																																												
本館	企画展示室（1及び2）、常設展示室（1から3まで） _____、講堂、研修室、県民ギャラリー（1から12まで）																																																																											
省略																																																																												

(裏)

使用上の注意事項

- 1・2 省略
- 3 天災その他美術館を使用する者の責めに帰することができない理由により使用が不能となった場合又は美術館を使用する者が次表の左欄に掲げる施設の区分に応じ同表の右欄に掲げる日までに使用の取消しを申し出て、教育委員会がやむを得ないと認めた場合のほかは、納付した使用料を還付しない。

施設の区分	取消しの申出日
企画展示室、常設展示室、特別展示室、講堂、県民ギャラリー、分館展示室	使用日の30日前の日
省略	

- 4～7 省略

(裏)

使用上の注意事項

- 1・2 省略
- 3 天災その他美術館を使用する者の責めに帰することができない理由により使用が不能となった場合又は美術館を使用する者が次表の左欄に掲げる施設の区分に応じ同表の右欄に掲げる日までに使用の取消しを申し出て、教育委員会がやむを得ないと認めた場合のほかは、納付した使用料を還付しない。

施設の区分	取消しの申出日
企画展示室、常設展示室_____、講堂、県民ギャラリー、分館展示室	使用日の30日前の日
省略	

- 4～7 省略

附 則

- 1 この規則は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県美術館管理規則様式第1号及び様式第2号の規定により提出され、又は交付している書類は、それぞれ改正後の愛媛県美術館管理規則様式第1号及び様式第2号の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第9号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成20年 8月29日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第5（第6条関係） 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額			別表第5（第6条関係） 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額		
特殊勤務 手当の種 類	支給を受ける者の範囲	支給額	特殊勤務 手当の種 類	支給を受ける者の範囲	支給額
省略			省略		
救急医療 従事手当	病院に勤務する医師である職員（管理職手当の支給を受ける者に限る。）で、 <u>正規の勤務時間以外の時間</u> において救急医療業務に従事するもの	当該業務に従事した実働時間に相当する給与額以内	救急医療 従事手当	病院に勤務する医師で <u>当直勤務中</u> _____ において救急医療業務に従事するもの	当該業務に従事した実働時間に相当する給与額以内
省略			省略		

附 則

この管理規程は、平成20年9月1日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第4号

公営企業管理局
各事業所

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 8月29日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（夜間看護等手当）</p> <p>第13条 規程別表第5に定める夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員（管理職手当の支給を受ける者（<u>医師を除く。</u>）を除く。）が、所属長の命により救急患者（救急車等による外来患者及び容態が急変するおそれがあるため集中治療病棟等に入院している患者をいう。以下同じ。）に対処するために自宅等で待機したとき（次号に該当する場合を除く。）。</p> <p>(3) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（救急医療従事手当）</p> <p>第15条 規程別表第5に定める救急医療従事手当は、病院に勤務する医師である職員（<u>管理職手当の支給を受ける者に限る。</u>）が<u>正規の勤務時間以外の時間</u>において救急医療業務に従事したときに支給する。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（重複支給の禁止）</p> <p>第18条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>第15条第1項に規定する手当の支給を受ける場合にあつては、第13条第1項（第3号に係る部分に限る。）に規定する手当は、支給しない。</u></p>	<p>（夜間看護等手当）</p> <p>第13条 規程別表第5に定める夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員（管理職手当の支給を受ける者_____を除く。）が、所属長の命により救急患者（救急車等による外来患者及び容態が急変するおそれがあるため集中治療病棟等に入院している患者をいう。以下同じ。）に対処するために自宅等で待機したとき（次号に該当する場合を除く。）。</p> <p>(3) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（救急医療従事手当）</p> <p>第15条 規程別表第5に定める救急医療従事手当は、病院に勤務する医師である職員が<u>当直勤務中</u> _____において救急医療業務に従事したときに支給する。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（重複支給の禁止）</p> <p>第18条 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。